

地方消費税交付金（うち社会保障財源化分）が充てられる
 社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費（令和5年度決算）

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てられるものとされています。

中央市の令和5年度一般会計決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況は、次のとおりです。

（歳入）

・地方消費税交付金（うち社会保障財源化分） 444,098 千円

（歳出）

・社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費 3,594,508 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費】

（単位：千円）

事業名	経費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国 県 支出金	地方債	その他	地方消費税交付金（うち 社会保障財源化分）	その他
老人保護措置事業	11,498			1,330	3,041	7,127
在宅福祉・介護予防事業	995	125			260	610
特別障害者手当等給付事業	11,267	8,544			814	1,909
心身障害者手当等給付事業	24,348			12,466	3,553	8,329
障害者自立支援給付費（介護給付費等）事業	537,403	413,300			37,114	86,989
障害者自立支援給付費（補装具費）支給事業	6,822	6,270			165	387
障害児通所給付費等事業	213,573	177,168			10,887	25,518
地域生活支援事業	19,541	7,259			3,673	8,609
子どものための教育・保育給付事業（私立）	614,867	450,322		3,835	48,062	112,648
子育てのための施設等利用給付事業	4,962	4,962				
延長保育・病児保育事業	8,442	4,936			1,048	2,458
実費徴収に係る補足給付事業	9	9				
障がい児保育対策事業	444				133	311
一時預かり事業	2,163	2,085			23	55
地域子育て支援拠点事業	4,692	3,772			275	645
児童入所施設措置事業	3,890	3,364			157	369
児童扶養手当支給事業	106,960	35,598		122	21,305	49,935
ひとり親家庭支援事業	2,340	1,662			203	475
児童手当支給事業	421,566	357,202			19,249	45,115
準要保護児童就学援助事業（小学校）	4,015	196		2,444	411	964
準要保護児童就学援助事業（中学校）	4,701	215		3,059	427	1,000
生活保護費扶助事業	298,289	220,355		7,217	21,149	49,568
小計	2,302,787	1,697,344		30,473	171,949	403,021
国民健康保険特別会計繰出事業	197,348	126,036			21,326	49,986
介護保険特別会計繰出事業	283,411	20,607			78,594	184,210
後期高齢者医療広域連合事業	247,861				74,125	173,736
後期高齢者医療特別会計繰出事業	61,816	46,362			4,622	10,832
小計	790,436	193,005			178,667	418,764
重度心身障害者医療費助成事業	111,147	50,006		11,122	14,959	35,060
障害者自立支援医療費給付事業	31,153	30,164			296	693
ひとり親家庭医療費助成事業	19,853	9,687		434	2,910	6,822
子ども医療費助成金支給事業	157,757	22,196		58,920	22,920	53,721
養育医療費助成事業	1,006	834		171	1	
保健衛生総務費事業	17,121	445			4,987	11,689
予防接種事業	67,157	536			19,924	46,697
母子健診事業	20,872	2,438			5,512	12,922
不妊治療費助成事業	2,368			500	559	1,309
総合健診事業	37,927	1,069			11,023	25,835
人間ドック事業	34,260				10,246	24,014
保健推進事業	664	178			145	341
小計	501,285	117,553		71,147	93,482	219,103
合計	3,594,508	2,007,902		101,620	444,098	1,040,888

※事務費や事務職員の人件費等は除くものとする。